

**若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）の
「連絡待ち事業主の訓練実施計画届」の受付終了のお知らせ**

平成25年3月18日から受付を開始していました若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）につきましては、支給見込額が予算額に達したため訓練実施計画の受付を終了し、予算枠に空きが生じた場合の「連絡待ち事業主」を一定数受付していましたが、定数に達しましたので「連絡待ち事業主」の訓練実施計画届の仮受付を終了しました。

～既に訓練実施計画書を提出している事業主の方へ～

- ◆ 当該計画届を提出後に訓練を開始した事業主は、原則として訓練開始日の翌日から起算して1カ月以内に「若年者人材育成・定着支援奨励金（訓練奨励金）訓練開始届」を岡山労働局管内のハローワークにご提出ください。
- ◆ 訓練奨励金にかかる支給申請書は、訓練終了日の翌日から起算して2カ月以内にご提出ください。
- ◆ 正社員雇用奨励金にかかる支給申請書の提出は、訓練修了者を正社員として雇用した日から起算して1年の日および2年の日の翌日から起算して2カ月以内にご提出ください。

岡山労働局・ハローワーク